

24 豊行（情運）第 4 号

平成 25 年 2 月 28 日

豊橋市長 佐原 光 一 様

豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会

会長 佐野 真一郎

電子計算機の結合による個人情報の提供について（答申第 9 号）

平成 25 年 1 月 24 日付け 24 豊建指第 115 号にて諮問のあった案件について、
下記のとおり答申する。

記

建築行政共有データベースシステムを導入するに当たり、電子計算機の結合により一般財団法人建築行政情報センターに個人情報（氏名、住所、電話番号、資格、地名地番、許可・認定等、指導・審査・処分内容）を提供することについて、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益が害されないよう必要な措置が講じられていると認められる。よって、電子計算機の結合により一般財団法人建築行政情報センターに当該個人情報を提供することは妥当である。